

『市民自治基本条例について』

総務常任委員会
所管事務調査

平成25年7月17日

政策推進部

資 料 内 容

1．市民自治基本条例に基づく各種取り組みについて・・・1～5頁

2．市民自治基本条例の見直しの可能性について・・・・・・6頁

3．市民自治基本条例　　【別綴】

市民自治基本条例に基づく各種取り組みについて

章	条	条文	取り組みの状況
第2章 (市民の役割)	第4条 (市民の権利)	市民は、この条例に定めるところにより、次の各号に定める権利を有します。 (1) 市の行政運営に関する情報を知る権利 (2) 市の政策の立案から評価に至る過程において自己の意見を表明し、かつ、市の意思形成に關与する権利	市民の権利及び責務に關連して、市民の市行政への關心度合いとして、代表的な以下の実績を示す。 市政への提案箱等への提案数 平成21年度:279件 平成22年度:247件 平成23年度:267件 平成24年度:393件 ホームページアクセス数 平成21年度:1,283万件 平成22年度:1,393万件 平成23年度:1,495万件 平成24年度:1,512万件 市政情報番組「ちゃんねるよっかいち」の視聴状況 (市政アンケートでの設問回答:最近3ヶ月間で見たことのある人) 平成21年度:30.4% 平成22年度:34.1% 平成23年度:33.7% 平成24年度:31.2%
	第5条 (市民の責務)	市民は、前条に規定する権利を保有していることを自覚し、積極的に市の行政運営に参加するよう努めるものとします。 2 市民は、前条に規定する権利の行使に当たり、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。 3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、本来の目的を逸脱して他の目的のために前条に規定する権利を濫用することのないよう努めるものとします。 4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとします。	
第3章 (市の執行機関の役割)	第6条 (意向の把握等)	市の執行機関は、基本理念にのっとり行政運営に当たるとともに、行政運営に対する市民等の満足度を高めるため、常に市民等及び市議会の意向の把握及びその意向の尊重に努めるものとします。	全部局において、市民等の意向を把握し、尊重するよう努めている。代表的なものを以下に示す。 コンビナート企業と沿岸地域の住民との意見交換を図る四日市市石油コンビナート・沿岸地域防災連携会議を設け、政策形成の参考としている。(危機管理監) 四日市市総合計画(2011年度 2020年度)の策定にあたり、総合計画策定委員会を中心に、市民団体との懇談会や若者懇談会、24地区での政策懇談会、二度にわたるパブリックコメントの実施など、多くの市民から広く意見、提案を聞きながら進めた。また、市議会においても、「新総合計画調査特別委員会」や「総合計画基本構想基本計画特別委員会」で活発な議論、集中審議をいただいた。(政策推進部) 「市政アンケート」「市政ごいけんばん」「市政への提案箱」などで、市民からの意見等を随時伺っている。(政策推進部) 人権施策推進懇話会や同和行政推進審議会、各地区人権・同和教育推進協議会等の開催、市民人権意識調査などを通じ、市民の意向把握に努めている。(総務部) 決算常任委員会の指摘事項を十分に踏まえ、予算の編成方針に反映した。(財政経営部) 「男女共同参画プランよっかいち」、「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」の策定にあたっては、市民意識調査(アンケート)を基に課題の整理を行い、計画の検討を行った。(市民文化部) 第5次四日市市介護保険事業計画・第6次四日市市高齢者福祉計画、第3次四日市市障害者計画等の福祉関連計画の策定に先立ってアンケートを実施し、幅広く意見を収集した。(健康福祉部) 次世代育成支援後期行動計画の策定にあたりニーズ調査を実施した。また、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたってもニーズ調査を行う予定である。(こども未来部) 市内事業所への企業訪問や各種会議でのヒアリング等により、ニーズ・意見の把握に努め、施策への反映に努めている。(商工農水部) 「四日市市環境フォーラム」にて、市の環境施策に対する意見聴取を行うとともに、ごみ処理基本計画の中間見直しの参考とするため、施設利用者へのアンケート調査を実施した。(環境部) 都市計画マスタープラン全体構想改定(平成24年7月)では、市内全24地区の地区市民センター、楠総合支所にて説明会を実施し、市民意見を聴取した。(都市整備部) 教育委員が教育委員会事務局職員とともに市内小中学校などの教育現場を訪問し、教員やPTA、さらには地域関係者と直接意見交換する場として教育懇談会を開催している。(教育委員会) 水道アンケート等を実施するとともに、上下水道懇話会を開催し、市民意見の把握に努めた。(上下水道局) 外来及び入院患者のアンケート調査を行うとともに、患者満足度調査を実施し、意向把握に努めている。(市立四日市病院)

市民自治基本条例に基づく各種取り組みについて

章	条	条文	取り組みの状況
第3章 (市の執行機関の役割) (続き)	第7条 (情報の公開)	市の執行機関は、市民参加を推進するため、行政運営に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に公開するよう努めるものとします。	広報よっかいち、ケーブルテレビ、FM放送、インターネット、市政情報センター、チラシ、出前講座、地元説明会、施設見学会、記者発表等での情報発信を行っている。(全部局) 市議会へ報告すべき行政運営の状況や市議会から報告の要求があった行政運営の状況について、常任委員会、議員説明会等を通じ、状況報告を行っている。(全部局) 平成24年度にリニューアルした広報よっかいち(上旬号)の特集記事では、重要な市の政策・施策を十分掘り下げて、市民によりわかりやすく発信している。
	第8条 (説明責任等)	市の執行機関は、市民等に対して、行政運営の内容を明確かつ平易に説明するよう努めるものとします。 2 市長は、市議会に対して、行政運営の状況を随時報告するとともに、市議会から行政運営の状況について報告するよう要求があったときは、速やかに当該行政運営の状況について報告するよう努めるものとします。	4月:四日市の魅力を発掘しよう!! 5月:今年度のまちづくりのあらまし~平成24年度 四日市市予算とその使い道~ 6月:いつまでも自分らしく住み続けられるまちに 7月:未来に豊かな環境を引き継ぐために~環境先進都市を目指して~ 8月:防災の始まりは自分の身を守ることから 9月:四日市の文化力元年 創造と育成、そして発信 10月:四日市の活力の源泉 商工業 11月:乗って残そう公共交通 12月:事業の重点化に努め、緩やかに財政改善 1月:市長、新春に語る 2月:よっかいち港学 3月:ふるさと四日市を全国へPR~四日市市観光大使~ 市ホームページに、TwitterやYouTube、電子書籍などの新たな情報発信手段を導入した。 市政記者クラブへの積極的、効果的な情報提供を図るために、所属長を中心とした職員向けのパブリシティの研修を開催している。(政策推進部)
	第9条 (市民参加の実施等)	市の執行機関は、別に条例及び規則を定めることにより市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させることを目的とする制度その他市民参加にかかる制度を導入し、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市の行政運営に市民等の意見を可能な限り反映させるよう努めるものとします。	平成17年10月パブリックコメント手続条例制定 (別紙「パブリックコメント実施状況」参照)
	第10条 (市長等の責務等)	市長等は、所管の事務を管理し、又は執行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めるものとします。 2 市長等は、職員を適切に指揮監督するとともに、職員の知識と能力の向上を図り、効果的かつ効率的な組織運営に努めるものとします。 3 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めるものとします。	各職員が能力を最大限に発揮することが必要であり、職員の能力向上と意識改革につながる効果的な研修内容の充実に努めている。各課において法令等を遵守するとともに、公正に職務が遂行されるように、所属長が意識して各職員に対し意識徹底を図っている。(総務部) 意欲ある職員が自らの所属の業務だけでなく他部局の施策についても自由に発想し、独創的な提案ができる仕組みとして、平成23年度から職員による政策提案制度をスタートさせ、若手職員の政策形成能力の向上にも寄与している。〔提案数 平成23年度:10件 平成24年度:8件 平成25年度:13件〕(政策推進部)

市民自治基本条例に基づく各種取り組みについて

章	条	条文	取り組みの状況
第5章 (行政運営に関する基本姿勢)	第15条 (個人情報の保護)	市の執行機関は、基本的人権の擁護及び公正で民主的な行政運営を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行うものとします。	平成11年に制定した個人情報保護条例に則り、個人情報の保護に努めている。個人情報保護に関して、職場研修を中心とした職員研修において、個人情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行うよう職員の意識徹底を行っている。(全部局)
	第16条 (手続きの適正性確保)	市の執行機関は、公正かつ民主的な行政運営の推進を図るため、市が行う処分及び行政指導並びに市への届出に関する手続を適正に行うものとします。	担当業務に関する法令等に関する知識を習得するよう意識徹底を図り、内部での研修実施や外部研修の受講により、適正な行政手続に努めている。(全部局)
	第17条 (苦情等の処理)	市の執行機関は、市民等から行政運営に関する意見、要望又は苦情が提出されたときは、事実関係の調査に着手し、その結果を速やかに提出者に回答するよう努めるものとします。	市民からの意見、要望、苦情等に対しては、できる限り速やかかつ丁寧に対応している。回答に時間を要する場合は回答予定時期を伝えるよう努めている。(全部局)
	第18条 (総合計画)	市の執行機関は、総合計画(本市における総合かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想並びに基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定める基本計画及び推進計画で構成されるものをいいます。)を作成し、効果的かつ効率的に市の施策を推進するとともに、その進捗状況を公表するものとします。	平成22年12月に、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「四日市市総合計画」を策定した。また、総合計画に基づく実施計画として、第1次推進計画(平成23～25年度)を策定し、各事業を推進している。 第1次推進計画について、スプリングレビューやサマーレビュー、政策会議などを通じた庁内横断的な議論を進め、的確な進捗管理を行うとともに、計画内容のローリングを実施し、計画の調整を行っている。 四日市市政策評価検証委員会において、外部の視点による第1次推進計画の評価・検証に取り組んでおり、委員からの指摘や意見を得て、事業の推進や質的な向上を図っている。 各課の業務については、業務棚卸表にて、指標に基づく目標設定及び事後評価を行っているところであるが、総合計画の体系に基づき整備するとともに、推進計画事業を中心とした主要な事業に関して重点的に記載できるよう、表の改善を図った。 第1次推進計画の進捗状況については、各事業ごとの決算状況を公表するとともに、四日市市政策評価検証委員会による報告書について、記者発表とホームページにおける公表を行い、広報よっかいちにおいても特集を組んで紹介している。各課の業務棚卸表については、市ホームページにて公開している。(政策推進部)
	第19条 (行政評価)	市の執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。	
	第20条 (財政運営等)	市の執行機関は、中長期的な展望に立ち、自主的かつ健全な財政運営を行うよう努めるものとします。 2 市の執行機関は、予算、決算その他の財政状況(以下この項において「財政状況」といいます。)を公表するとともに、市民等に財政状況を平易に説明するものとします。	中長期的な視点から健全な財政運営を図るため、財政運営の指針として具体的な目標を掲げ、財政運営に努めている。具体的な目標として、平成23年度から25年度までは、四日市市行財政改革プラン2011において「全会計市債残高の削減」と「財政調整基金の充実」という2つの目標を掲げ、健全な財政運営を図っている。 財政状況の公表については、財政公表条例に基づく予算及び決算の状況、上半期・下半期の財政状況のほか、平成20年度より健全化法による健全化判断比率・資金不足比率、平成21年度より新地方公会計制度による財務4表について、広報紙の特集記事やホームページを活用して掲載している。(財政経営部)
	第21条 (執行体制の整備)	市長等は、社会情勢の変化及び本市が直面する課題に対応するため、並びに市民等及び市議会からの要求に的確に対応するため、その組織及び機構の妥当性を絶えず検証し、効果的で効率的な執行体制を整備するとともに、必要に応じて組織横断的な調整を図り、適切な対応を行うよう努めるものとします。	市民にわかりやすい、簡素で効率的な執行体制を目指し、常に社会経済状況、本市の直面する課題や市民ニーズに的確に対応するよう組織機構を見直している。 平成22年度： 楠総合支所について市民文化部の所管としたうえで体制の見直しを行うとともに、新総合ごみ処理施設の整備に向けて「新ごみ処理施設整備課」を設置 平成23年度： 文化国際課の中間組織として「多文化共生推進室」を設置するとともに、観光行政を推進していくための体制強化をはかるため、商業労働課の中間組織として「観光推進室」を設置 平成25年度： 妊娠から出産、乳幼児、青少年に至るまで、途切れのない一貫した総合的な施策展開による子育て支援の充実を図るため「こども未来部」を設置するとともに、今後益々重要となる在宅福祉・在宅医療の推進を中心とした地域医療体制を確立するため、福祉部と健康部を再編し、保健・福祉・医療にかかる施策に一体的に取り組む「健康福祉部」を設置

市民自治基本条例に基づく各種取り組みについて

章	条	条文	取り組みの状況
第6章 (市民投票)	第22条 (市民投票)	市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。	市民自治の確立に向けた多様な手法の中の一つとしてとらえており、市民投票制度に対する市民の理解等、市民意識の醸成を図りつつ、個別の事案が発生した時点で条例化を図ることとしている。
第7章 (条例の位置付け等)	第23条 (条例の位置付け)	この条例は、市の行政運営に関する基本理念を定めたものであり、市が他の条例を制定又は改正するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を確保するよう努めるものとします。	
	第24条 (条例の見直し)	市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとします。	
第8章 (委任)	第25条 (委任)	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。	

パブリックコメント実施状況(平成21～24年度)

年度	計画等の名称	意見募集期間	意見提出者	意見数	担当課
21年度	男女共同参画プランよっかいち	平成21年11月17日 ～12月16日	3	19	市民文化部 男女共同参画課
	四日市市市民自治基本条例の見直し	平成21年11月17日 ～12月16日	1	2	政策推進部 政策推進課
	四日市市次世代育成戦略プラン (後期計画)	平成22年1月6日 ～2月5日	2	17	福祉部 児童福祉課
	四日市市健康づくり計画	平成22年2月1日 ～2月26日	5	21	健康部 健康総務課
	四日市市多文化共生推進プラン	平成22年2月25日 ～3月24日	3	4	市民文化部 文化国際課
22年度	四日市市新総合計画(第1次素案)	平成22年5月27日 ～6月30日	54	172	政策推進部 政策推進課
	四日市市新総合計画(第2次素案)	平成22年10月8日 ～11月8日	28	111	政策推進部 政策推進課
	第2次四日市市学校教育ビジョン	平成22年10月13日 ～11月12日	5	5	教育委員会 教育総務課
	四日市市都市計画マスタープラン 全体構想	平成23年2月25日 ～3月25日	7	19	都市整備部 都市計画課
23年度	四日市市環境計画 (第3期環境計画)	平成23年10月18日 ～11月18日	4	15	環境部 環境保全課
	第5次四日市市介護保険事業計画 ・第6次四日市市高齢者福祉計画	平成23年11月28日 ～12月27日	3	11	福祉部 介護・高齢福祉課
	第2次四日市市スポーツ推進 基本計画	平成24年2月8日 ～2月29日	1	1	教育委員会 スポーツ課
24年度	四日市市保健医療推進プラン	平成24年11月26日 ～12月25日	4	11	健康部 健康総務課
	四日市市配偶者等からの暴力 (DV)防止基本計画	平成24年12月5日 ～平成25年1月8日	1	28	市民文化部 男女共同参画課
	四日市市住生活基本計画	平成24年12月28日 ～平成25年1月28日	1	9	都市整備部 都市計画課

市民自治基本条例の見直しの可能性について

市の執行機関によって市民自治基本条例の各章に基づく取組みが進められており、本条例は、市民自治の推進にあたって有効な条文であり、現時点で見直しの必要性はないものと考えられる。

なお、市民自治基本条例に基づき、以下の2点について検討・整理がなされており、その進捗によっては、条例間の整合を図るための見直しの可能性はあるものと考えられる。

(1) 市民協働促進条例

第1章総則および第7章条例の位置付け等における「市政における協働のあり方」や「市民自治」の考え方に基づく実施条例として、市民協働条例調査特別委員会にて「四日市市市民協働促進条例」の検討が進められているところである。

(2) 市民投票条例

第6章市民投票における市民投票条例については、市民投票が必要な個別の事案が発生した時点で条例化を図っていく。